

## 第2期和光市自殺対策計画策定委員会設置要領

令和4年3月17日市長決裁

この要領は、第2期和光市自殺対策計画策定委員会（以下「委員会」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （設置）

第1条　自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第13条第2項の規定に基づき、市内における自殺対策の基本方針等を定める和光市自殺対策計画（第2期）を策定するため、委員会を設置する。

### （所掌事項）

第2条　委員会は、医学的・学術的アプローチに基づき、生活習慣の改善によるリスク予防と施策の地域展開を念頭に置き和光市自殺対策計画（案）を検討し、その結果を市長に提言するものとする。

### （委員会の組織等）

第3条　委員会は、委員6人以下で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者（医学、保健及び福祉分野）
- (2) 福祉関係事業者に従事する者
- (3) 精神保健福祉行政に従事する者
- (4) ヘルスソーシャルキャピタル審議会委員のうちから同委員長が推薦する者
- (5) 公募による市民

2　委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員のうちから市長が指名する者をもってこれに充てる。

3　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4　副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき、又は委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

5　委員の任期は委嘱日から市長に提言する日までとする。

### （会議）

第4条　委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

2　委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見又は説明を聞くことが出来る。

### （庶務）

第5条　委員会の庶務は、保健福祉部健康保険医療課（保健センター）において処理する。

### （委任）

第6条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は委員長が会議に諮って定める。